



# 埼玉県報

第 2700 号  
平成 27 年(2015 年)  
5 月 29 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし（住宅課）

### 条例

- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）

### 規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（保安課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

### 訓令

- 埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令（みどり自然課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（人事課）
- 税データマッチング業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 番号制度対応に係る税務システムデータクレンジング業務委託契約に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示（広聴広報課）
- 平成 27 年度大気汚染常時監視システム開発業務委託に関する入札公告（大気環境課）
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）

- 昭和 54 年埼玉県告示第 590 号（騒音規制法）の一部改正（水環境課）
- 平成 24 年埼玉県告示第 846 号（騒音規制法）の一部改正（水環境課）
- 平成 24 年埼玉県告示第 847 号（振動規制法）の一部改正（水環境課）
- 昭和 52 年埼玉県告示第 1343 号（振動規制法）の一部改正（水環境課）
- 平成 27 年度狩猟免許試験並びに適性試験及び講習の実施（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター情報システム運用管理業務に関する契約の相手方等の公示（総合リハビリテーションセンター）
- 手術器材の単価契約に関する落札者等の公示（総合リハビリテーションセンター）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2 街区専有部維持管理業務に関する契約の相

手方等の公示（商業・サービス産業支援課）

- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2 街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 庄和北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 建築基準法の規定に基づく申請の手数料を算定するための床面積の算定方法の告示の一部改正（建築安全課）
- 手数料を減免する建築物等の告示の一部改正（建築安全課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託に関する落札者等の公示（大久保浄水場）
- 行田浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示（行田浄水場）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示（新三郷浄水場）

## 正誤

- 埼玉県規則第 33 号中訂正（社会福祉課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法施行令の改正に伴う埼玉県建築基準法施行条例の一部改正

二 内容

改正前	改正後
令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する技術的基準	一時間準耐火基準

三 施行期日

平成二十七年六月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（住宅課）

### 一 趣旨

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、同法に条の繰下げが生じたことから、規定の整備をするための改正

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十七号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び第三十二条中「令第一百五十五条の二の二第一項第一号に規定する技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十八号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十条」を「第四十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「平成二十一年総務省告示第百七十五号」を「平成二十五年総務省告示第四百五号」に改める。

別表第十二第二号の表の備考三に次のように加える。

へ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下別表第十三及び別表第十九において「幼保連携型認定こども園」という。）

別表第十三第二号の表の備考三中「並びに特別養護老人ホーム」を「、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第十九第二号口中「又は特別養護老人ホーム」を「、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園」に改める。

様式第六号の二中「あて先」を「寄先」に改め、同様式の備考1中「（平成21年総務省告示第175号）」を削る。

様式第六号の三中「あて先」を「寄先」に改め、同様式の備考1中「（平成21年総務省告示第175号）」を削る。

様式第六号の四中「あて先」を「寄先」に改め、同様式の備考1中「（平成21年総務省告示第175号）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十一号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認の申請書を併せて提出し、同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

## 規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十二号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十五年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

# 規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第五十三号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「承認」を削る。

様式第七号（表）中

種 類	名 称
① ( ) 認定浄化槽	認 定 番 号
②その他	昭和55年建設省告示第1

292号第 第 号

種 類	名 称
・浄化槽法第13条による認定 ( ) 認定浄化槽	認 定 番 号
・昭和55年建設省告示第1292号第 ・建築基準法第68条の25による認定 国土交通大臣認定浄化槽	認 定 番 号

に改める。

様式第八号中

<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更
--	--

①の中「又は第137条の12第4項」を、「第137条の12第4項又は第137条の16」に改める。

## 附 則

- この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月29日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第 8 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 6 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第 9 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 運転免許等（第18条－第28条）」を  
「第 7 章 運転免許等（第18条－第27  
第 7 章の 2 自転車運転者講習（第  
条）」  
に改める。

28条－第28条の 2」

第 8 条第 1 号ア(ウ)中「第48条の 8」を「第48条の14第 2 項」に改める。

第28条を削る。

第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章の 2 自転車運転者講習

（講習手数料の納付）

第28条 法第108条の 2 第 1 項第14号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第30の納付書を交通企画課長を經由して公安委員会に提出しなければならない。

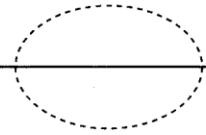
（終了証書の交付）

第28条の 2 公安委員会は、前条の納付に基づき自転車運転者講習を行った場合は、受講者に別記様式第31の終了証書を交付するものとする。

2 前項の規定により終了証書の交付を受けた者は、終了証書を亡失、滅失又は棄損したときは、別記様式第31の 2 の申請書により公安委員会に終了証書の再交付を申請することができる。

別記様式第 9 及び別記様式第 9 の 2 を次のように改める。

新規	変更	解任	修正	※ 事業所コード					※ 署コード		



### 安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

## 埼玉県公安委員会殿

イ 届出者（使用者、代理人等）名称または氏名

印

ア 安全運転管理者を選任、解任、  
届出事項（イ・カ・ケ・ス）を変更

住所

（電話（ ）（ ）（ ））

ウ 選任年月日	年 月 日										ス	(ふりがな)									
エ 安全運転管理者の本籍											使用	事業所の名称									
オ 現住所											用	代表者氏名 ( 歳)									
カ 安全運転管理者氏名	(ふりがな)					男	女	の本	位置 (住所)												
キ 資格要件	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	提	業種別コード					裏面業種別コード表から該当するコード番号及び( )内に具体的な業種を記入のこと。( )							
ク 免許証番号											七	使用の本拠における自動車台数									
ケ 職務上の地位	使用者(社長)	所長(工場長)	部長(支店長)	部長(副部長)	課長(次席)	課長(補佐)	係長	主任	班	長	係	乗	用	貨	物	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計	
コ 安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤	隔日	その他 ( )							運	免許種別									
サ 安全運転管理者の経歴	勤務期間	自 . . . 至 . . .		勤務所名						者	専従予備										
シ 選任届出済の副安全運転管理者の氏名	氏名	年齢	職務上の地位	備考							ソ	マイカー通勤車両									
											タ	従業員数 人									
											チ	前安全運転管理者									
											解	任年月日 年 月 日									
											氏	名									
											理	由 転任 退職 死亡 解任命令 その他									
											※	公安委員会の認定年月日 年 月 日									
											備	考									

注 1 ※印は記入しないこと。  
2 新規・変更・解任・修正の該当を○で囲むこと。

新規	変更	解任	修正	※ 事業所コード				※ 署コード				
副安全運転管理者に関する届出書												
年 月 日												
埼玉県公安委員会殿												
イ 届出者（使用者、代理人等）名称または氏名 <span style="float: right;">Ⓢ</span> ア 副安全運転管理者を選任、解任、 届出事項（イ・カ・ケ・ス）を変更												
住所 (電話 ( ) ( ) ( ))												
ウ 選任年月日	年 月 日											
エ 副安全運転管理者の本籍												
オ 現住所												
カ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)										男 女	
キ 資格要件	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	運転管理 1年以上	*	運転 3年以上	*	公安委員会の認定
ク 免許証番号												
ケ 職務上の地位	使用者 (社長)	所長 (工場長)	部長 (支店長等)	部長 (副部長)	課長 (次席)	課長 (補佐)	係長	主任	班長	係		
コ 副安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤 隔日 その他 ( )										
サ 副安全運転管理者の経歴	勤務期間	自 . . . 至 . . .										
シ 選任届出済の副安全運転管理者の氏名	氏名	年齢	職務上の地位	備考								
ス 使用の本拠における自動車台数	乗用	貨物	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計									
セ 使用の本拠における自動車台数運転者数	運転者数	免許種別 大 中 普 大 特 大 普 小 計 一 二 一 二 一 二 一 二 大 自 普 小 種 種 種 種 種 種 種 種 自 自 特 別 別 別 別 別 別 別 別 二 二 特 専 専 専 専 専 専 専 専 二 二 計 従 従 従 従 従 従 従 従 二 二 予 予 予 予 予 予 予 予 二 二 備 備 備 備 備 備 備 備 二 二										
ソ マイカー通勤車両	普通乗用等 大型自動二輪 普通自動二輪 原付 自転車											
タ 従業員数	人											
チ 前副安全運転管理者	解任年月日	年 月 日										
チ	氏名											
チ	解任理由	転任	退職	死亡	解任命令	その他						
チ	※ 公安委員会の認定年月日	年 月 日										
チ	備考											

注 1 ※印は記入しないこと。  
 2 新規・変更・解任・修正の該当を○で囲むこと。

別記様式第30及び別記様式第31を次のように改める。



# 自転車運転者講習手数料納付書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

納付者 住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習に係る手数料を納付  
します。

講 習  手 数 料			
	(埼玉県収入証紙貼付け欄)		
備 考			

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項  
第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

別記様式第31の次に次の1様式を加える。



附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

# 埼玉県訓令第九号

## 訓 令

環 境 部

環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護員設置規程（昭和三十九年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「埼玉県鳥獣保護員」を「埼玉県鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第二条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「保護繁殖及び」を「保護及び管理並びに」に改め、同条第二項及び第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第三条中「保護員」を「保護管理員」に、「以下「課長」を「第五条において「課長」に、「以下「所長」を「第五条において「所長」に、「指揮及び監督」を「指揮監督」に改め、同条第四号中「保護思想の普及及び啓発」を「保護及び管理についての普及啓発」に改め、同条第六号中「保護繁殖及び」を「保護及び管理並びに」に、「適正」を「適正化」に改める。

第四条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改め、同条第二項中「保護員」を「保護管理員」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第五条中「保護員」を「保護管理員」に、「指揮及び監督」を「指揮監督」に改める。

別記様式中「職務報告書

「職務報告書

を

鳥獣保護員

④」

鳥獣保護管理員

に改め、同様式の3中「鳥獣保護思想の」を「鳥獣の保護及び管

④」

並について、「」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人つばさねっと

三 代表者の氏名

川名 弘二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目六番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、主に埼玉県南西部に居住する重度心身障害児・者とその家族に対し、身体的、精神的なケアをリハビリテーションの観点からトータルに実践していくための活動を行い、障害児・者が地域社会で当たり前に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。



# 告示

## 埼玉県告示第五百八十二号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十七年五月二十九日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三元
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二元
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一元
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一元
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
税データマッチング業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 落札金額  
21,934,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年2月17日

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
番号制度対応に係る税務システムデータクレンジング業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
83,106,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
51,567,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,290千部×12回(8ページ×11回、12ページ×1回)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4
- 5 落札金額  
7.61円(8ページ税抜き1部当たりの単価)  
8.67円(12ページ税抜き1部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年2月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

平成27年度大気汚染常時監視システム開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約確定の日から平成28年3月22日（火）まで

### (4) 納入場所

埼玉県環境部大気環境課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (7) 平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（テレメータ子局40局以上の測定データを処理する大気汚染常時監視システムの開発業務に限る。）を締結し、かつ、完了した実績を有する者であること。

### 3 入札書及び仕様書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 池上 電話048-830-3057（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月9日（木）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月8日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月9日（木）午後1時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県環境部大気環境課 平成27年7月9日（木）午後2時30分

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年6月15日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(6)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年6月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of services required

Development of a telemeter air pollution monitoring system to monitor air pollution with the exception of air pollution analyzing equipments.

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 2:00 pm, July 9, 2015

By mail: 5:00 pm, July 8, 2015

In person: 1:30 pm, July 9, 2015

(3) Contact point for more information

Department of Environment, Air Environment Division,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3057

## 告 示

### 埼玉県告示第五百八十八号

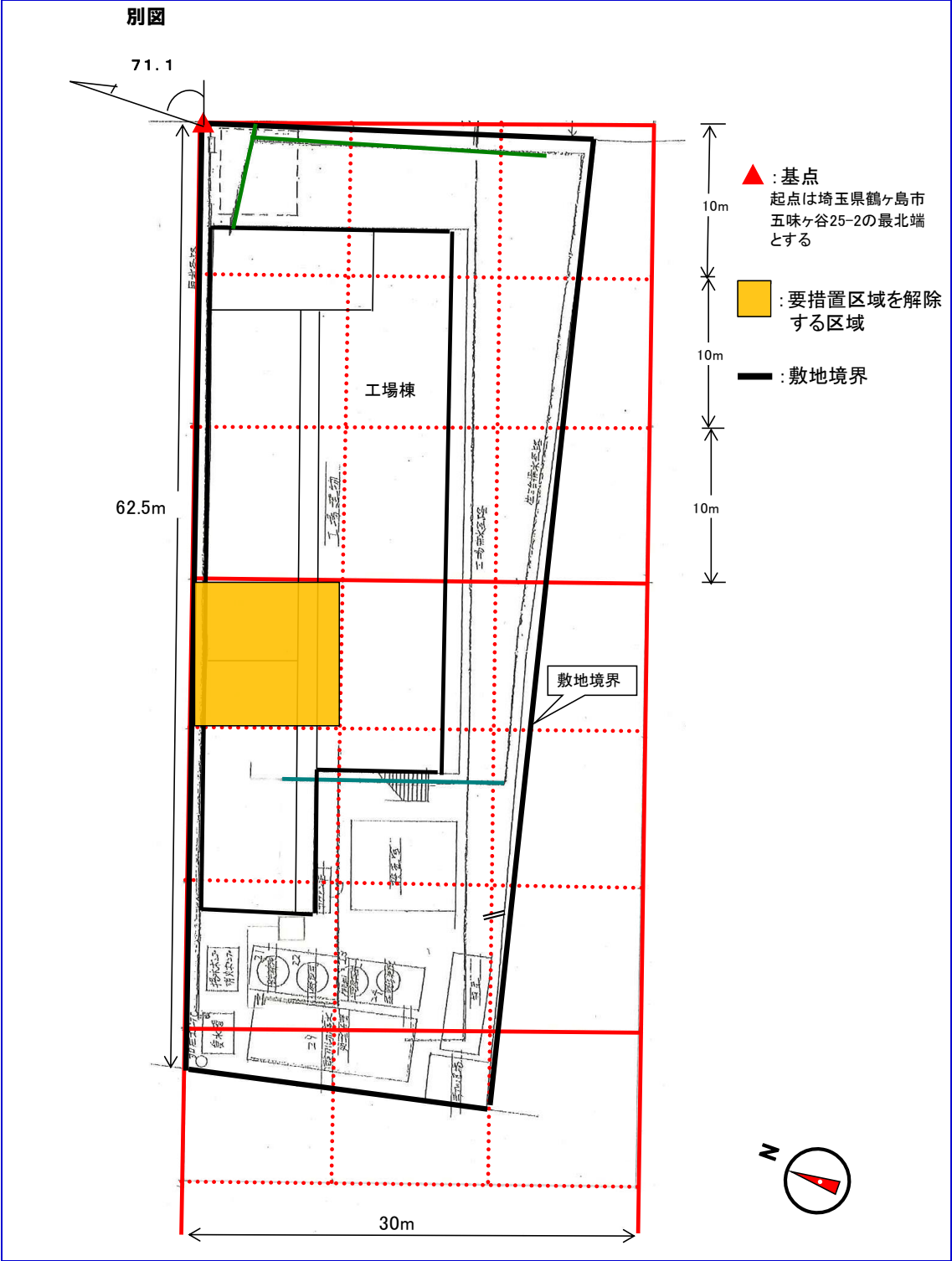
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第九百九十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田二十五番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図





## 告 示

### 埼玉県告示第五百八十九号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考二に次のように加える。

へ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十号

平成二十四年埼玉県告示第八百四十六号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号に次のように加える。

へ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十一号

平成二十四年埼玉県告示第八百四十七号（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号に次のように加える。

へ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十二号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十三号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考2中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

# 告示

## 埼玉県告示第五百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

### 一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十七年七月二十五日（土）	東松山市民文化センター	平成二十七年七月十日（金）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成二十七年八月三十日（日）	東松山市民文化センター	平成二十七年八月十四日（金）
わな猟	平成二十七年九月十九日（土）	鴻巣市文化センター	平成二十七年九月四日（金）
わな猟	平成二十八年一月三十一日（日）	鴻巣市文化センター	平成二十八年一月十五日（金）

### ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

### ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

### ニ 提出書類

(1) 狩猟免許申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

ヘ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、各環境管理事務所において、平成二十七年六月一日から

配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提 出 期 限
平成二十七年七月一日（水）	さいたま市文化センター	平成二十七年六月二十四日（水）
平成二十七年七月三日（金）	川越南文化会館	平成二十七年六月二十六日（金）
平成二十七年七月七日（火）	横瀬町民会館	平成二十七年六月三十日（火）
平成二十七年七月九日（木）	本庄市民文化会館	平成二十七年七月二日（木）
平成二十七年七月十一日（土）	さいたま市民会館おおみや	平成二十七年七月三日（金）
平成二十七年七月十五日（水）	深谷市花園文化会館	平成二十七年七月八日（水）
平成二十七年七月二十二日（水）	松伏町中央公民館	平成二十七年七月十五日（水）
平成二十七年七月二十九日（水）	加須市文化・学習センター	平成二十七年七月二十二日（水）
平成二十七年八月二日（日）	東松山市民文化センター	平成二十七年七月二十四日（金）
平成二十七年八月十一日（火）	小鹿野文化センター	平成二十七年八月四日（火）
平成二十七年八月十八日（火）	小川町民会館	平成二十七年八月十一日

				平成二十七年八月二十日（木）		
				熊谷文化創造館		平成二十七年八月十三日（木）
				上尾市文化センター		平成二十七年八月十七日（月）
				三郷市文化会館		平成二十七年八月二十日（木）
				飯能市市民会館		平成二十七年八月二十五日（火）
				行田市産業文化会館		平成二十七年八月二十八日（金）

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 平成二十七年年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付



すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所において、平成二十七年六月一日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称		廃止年月日
みやはらクリニック	深谷市田中木株二一一三	平成二十七年三月三十一日
桑島胃腸科・肛門科	春日部市大枝三一五	平成二十七年三月二十日
薬局 みゆう	熊谷市上中条字西ノ門八〇四 一五	平成二十七年三月三十一日
れもん薬局	志木市柏町六一二九一五四	平成二十七年三月三十一日
かわもと薬局	深谷市田中宇木株二一一三 二	平成二十七年三月三十一日
医療法人徳嗣会 つさい歯科	坂戸市につさい花みず木二 六一ニマミーマーケット坂戸につ さい店B棟	平成二十七年二月二十八日
ウエルシア薬局 東所 沢店	所沢市東所沢和田一〇六一	平成二十七年三月二十一日
平塚薬局 菅谷店	比企郡嵐山町菅谷四六三―三	平成二十七年三月三十一日
ワラビー歯科	蕨市塚越一〇七一―四 わら びNK店舗Ⅱ号室	平成二十七年三月三十一日
こま薬局	日高市久保二七四―一九	平成二十七年三月三十一日
がもう薬局	越谷市蒲生寿町一四―五 N Aビル一階	平成二十七年三月二十日

飛鳥薬局 春日部店	春日部市中央一―五七―一	平成二十七年三月三十一日
四 有限会社錦栄建設中央ビル一階		
春日部眼科	春日部市下柳四二〇―一イ オンモール春日部一階	平成二十七年二月二十八日
アリゼデンタルクリニク	本庄市寿三―五―一五	平成二十七年三月三十一日
医療法人 竹内眼科	川口市幸町二―三―五	平成二十七年二月二十八日
志木内科・小児科ク リニク	志木市本町五―一九―一五 アドリアフレスカ二階	平成二十七年三月十一日
ウエルシア薬局 北 坂戸店	坂戸市芦山町一三―四	平成二十七年四月一日
土橋医院	秩父市永田町一〇―一一	平成二十七年三月三十一日
ミュキ薬局	加須市中央一―七―五六	平成二十七年二月二十八日
川口ハートクリニク ク内科	川口市芝宮根町四―一〇	平成二十七年三月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
岸本 哲弥		ハーバル・キユ ア整骨院	草加市金明町三五七 一三七―一〇一	平成二十七年四月三十日
有賀 英夫		有賀整骨院	川口市芝一―二八― 八	平成二十七年五月一日
四方 公平		よつば鍼灸整 骨院	三郷市戸賀崎一―二 四二―六	平成二十六年十二月二十 九日

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
わかくきこどもクリニック	内山 惠美子	志木市本町五―一九― 一五 アドリアフレス 十日 カ二F	平成二十七年四月二
みやはらクリニック	宮原 弘次	深谷市上原字里見一〇 四四―二	平成二十七年四月一 日
はるな皮膚科クリニック	春名 邦隆	川口市川口六―二―一 川口駅西口医療モール 二階	平成二十七年四月一 日
つちはし眼科内科クリニック	土橋 尊志	秩父市永田町一〇―一	平成二十七年四月一 日
医療法人 ウエル川口ハートクリニック内科	医療法人 ウエ	〇 川口市芝宮根町四―一	平成二十七年四月一 日
竹内眼科	医療法人 竹内眼科	川口市栄町二―一―二	平成二十七年三月一 日
宏和会クリニック	社会福祉法人 宏和会	加須市陽光台二―八八 三―七八	平成二十七年四月一 日
仁慈礼クリニック	東宮 範周	春日部市粕壁東一―一 一―一 みかわやビル三 階	平成二十七年五月一 日

おっぺ小児科アレ ルギー科クリニッ ク	中野 裕史	入間郡毛呂山町若山一 一八―七	平成二十七年四月一 日
につきい歯科	加藤 裕介	坂戸市につきい花みず 木二―六―二	平成二十七年三月一 日
岡村歯科医院	岡村 昌幸	鶴ヶ島市大字高倉一― 三	平成二十七年四月一 日
医療法人社団医療法人社団 大伸会 ワラビー大伸会 三国歯科		蕨市塚越一―五―一六 MITSURUBIL三 階	平成二十七年四月一 日
桂歯科医院	佐々木 桂	鴻巣市加美二―四―二 三	平成二十七年四月一 日
アリゼデンタルク リニツク	医療法人社団 H&K	本庄市寿三―五―一五	平成二十七年四月一 日
こま薬局	有 限 会 社 ケ ア ブ レ ー ン	日高市久保二七四―一 九	平成二十七年四月一 日
そうごう薬局 らぽーと富士見店	ら総合メディカル 株式会社	富士見市山室一―一三 一三 ららぽーと富士 見一階	平成二十七年四月六 日
あすか薬局 井店	中 新 大 洋 薬 品 株 式 会 社	所沢市中新井二―六六 一―	平成二十七年四月一 日
かわもと薬局	か わ も と 株 式 会 社	深谷市上原一〇四四― 三	平成二十七年四月一 日

なでしこ薬局	有限会社	キトー	秩父市野坂町一―一	平成二十七年五月一日
	薬局		一―二五 田村ビル	
			一F	
がもう薬局	株式会社	アモー	越谷市蒲生寿町五―	平成二十七年三月二十
	ル		一	一日
れもん薬局	株式会社	アトイ	志木市柏町六―二九	平成二十七年四月一日
			一五四 一階	
アーク薬局	LIBERTAS	春日部市中央一―五	七―一四 有限会社	平成二十七年四月一日
	株式会社	F	錦栄建設中央ビル一	
平塚薬局	菅谷株式会社	比企郡嵐山町菅谷四	六三―三	平成二十七年四月一日
店	ズ・ジョイ			
ウエルシア薬局	ウエルシア薬局	坂戸市厚川五八―四		平成二十七年五月一日
坂戸鶴舞厚川店	株式会社			
鶴ヶ島訪問看護	株式会社	鶴ヶ島市脚折町三―		平成二十七年四月一日
テーシヨンピアラ	ボ	五―一四 ベルメゾン		
ボ		II号一〇一号		
医療法人	三愛医療法人	三愛三郷市彦成三―七―		平成二十六年九月一日
会	三愛会ロイヤ会	二〇 管理棟二階		
ル訪問看護ステ―	シヨン			
ユアーズ訪問看護	株式会社	ユア―	三郷市早稲田二―一	平成二十七年四月一日
リハビリステ―シ	ズケアサ―ビス	七―一八 シャト―		
ヨン三郷		ビル三〇二―		



二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
川口 陽		元氣堂ほりふね 整骨院	東京都北区堀船三ー 一三ー一〇	平成二十七年五月一 日
秋元 将人		立川高松接骨 院	東京都立川市高松町 三ー一三ー一五 日木 日 医薬株式会社 立川 ビル 三F	平成二十七年四月十 日
岡田 智世		おかだ接骨院	三郷市彦成五ー二〇 七ー三	平成二十七年四月十 三日
佐久間 淳		さくまうたたね 治療院	秩父郡横瀬町横瀬四 一八〇ー七	平成二十七年四月一 日
齋藤 学		株式会社 ンド イン ンド 在宅マッ サージ はぴあ す	ハ川口市幸町二ー一 二四 オーベル川 五ー一〇ー一	平成二十七年五月十 五日
奥村 直之		治療院 ファ ミリーケアステ ーション	東京都練馬区貫井三 一八ー七	平成二十七年四月二 十日
山崎 真一		たすけあい鍼灸 整骨院	春日部市増富三〇ー 二	平成二十七年四月十 五日
安部 智英		トータルケアマ ッサージ安部治 療院 三郷施 術所 一〇五	三郷市中央五ー二三 一六 ボナール幸房 五日	平成二十七年四月十 日
村越 健一		株式会社 仙 波企画	千葉県流山市鱒ヶ崎 二一〇〇ー三	平成二十七年五月七 日

横田 敏郎	植松 浩	河島 飛鳥	榎木 俊博	柳原 泰	中田 隼人	田中 文枝
鍼灸ハリオス整 体院	谷 マッサージ院熊 一〇三	有 限 会 社 ア ー さ い た ま 市 桜 区 西 堀 ト ラ イ フ	KEIRO W 南 流 山 ス テ ー シ ン 二 一 〇 〇 一 三	在 宅 医 療 マ ッ サ ー ジ ラ イ ム	株 式 会 社 ケ ア さ い た ま 市 浦 和 区 領 プ ラ ス 埼 玉 営 家 五 一 二 一 一 八 ブ 四 日 業 所 ナ サ ワ ビ ル 二 〇 一	株 式 会 社 孫 の 東 京 都 中 野 区 新 井 二 平 成 二 十 七 年 四 月 二 十 手 俱 楽 部 城 西 一 三 一 一 中 野 ク 一 日 マ ッ サ ー ジ 治 療 リ エ ー ト ビ ル 三 〇 二 一
〇 一		八 一 一 四 一 二 三	日	二 一 八 一 一 五		
狭 山 市 上 奥 富 一 八 五 平 成 二 十 七 年 四 月 三 十 一 日 ぶ け B 棟 一 日		平 成 二 十 七 年 四 月 八 日	平 成 二 十 七 年 四 月 十 六 日	平 成 二 十 七 年 五 月 八 日	平 成 二 十 七 年 四 月 二 十 四 日	平 成 二 十 七 年 四 月 二 十 一 日

# 告示

## 埼玉県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 大志会 今井 歯科	所在地	八潮市大瀬八二二―一 フレスポ八潮二F	八潮市大瀬一―一 一三 フレスポ八 潮二F
新所沢 ひろ内 科	名称	木澤クリニック	新所沢 ひろ内科
ウエルシア薬局 富士見渡戸店	所在地	富士見市渡戸一―十二	富士見市渡戸一― 十二―十九
おおたけ眼科 上尾医院	名称	はぎむら眼科	おおたけ眼科 上 尾医院
ユナイトみよし 歯科	名称	ウニクスみよし歯科	ユナイトみよし歯 科
みらい薬局 狭 山市駅前店	名称	サンリバティー薬局 狭山市駅前店	みらい薬局 狭山 市駅前店

二 指定施術機関

濱 始 寛	綿 貫 実		氏 名
施 術 所 所 在 地	施 術 所 所 在 地	施 術 所 名 称	変 更 事 項
川口市元郷一―九―六 元一ビル三〇一	上尾市仲町一―一七― 二七 アークエムビル 五F	綿貫鍼灸院	変 更 前
川口市東本郷二― 一九―一五	上尾市仲町一―八 ―三一 シンワエ クセルビル―F	綿貫鍼灸整骨院	変 更 後

# 告示

## 埼玉県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
医療法人 レディース・クリニック公園通り	熊谷市上中条八〇四	平成二十七年四月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	タイヨー介護福祉センター	所在地	越谷市相模町二―一九七―七	開設者名	タイヨー介護福祉センター 有限会社	サービスの種類	介護予防訪問介護	指定年月日	平成二十六年十二月一日
医療法人青木会 青木中央クリニック	川口市柳崎三―七―二四	医療法人青木会	医療法人青木会	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成二十七年五月一日				
すずらん薬局	所沢市東所沢一―三―一 一ウチャマビルF	株式会社オール・プラン	株式会社オール・プラン	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年四月一日				
医療法人社団 恵安会 あおぞら歯科	所沢市中新井三―二〇	医療法人社団 恵安会	医療法人社団 恵安会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年四月一日				
すばる薬局	狭山市富士見一―七一―六	株式会社ハートスリー	株式会社ハートスリー	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年五月一日				
グループホーム みんなの家・三郷2	三郷市三郷インターA地区 土地画整理事業地 三二街区六画地	株式会社ウイズネット	株式会社ウイズネット	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十七年三月一日				
居宅介護支援事業所すてっぷ	富士見市針ヶ谷一―九―一六	協和工業株式会社	協和工業株式会社	居宅介護支援 介護予防支援	平成二十七年五月一日				

か	訪問介護事業所さわやか	東松山	ホームケアクリニック	東松山市若	三村 一行	居宅療養管理指導	平成二十七年一月一日
一三	越谷市東越谷八八二人貴親会	一〇二	松町二一〇一四二一	東松山市若	三村 一行	介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年一月一日
介護予防訪問介護	訪問介護	管理指導	介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年一月一日	平成二十七年一月一日	介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年一月一日



## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項	変更前	変更後	機関種別名
川村義肢株式会社 社 所沢サービ スセンター	名称		川村義肢株式会 社 東京営業所	川村義肢株式会 社 所沢サービ スセンター	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売
川村義肢株式会 社 所沢サービ スセンター	所在地		所沢市上新井五 一六〇―二	所沢市喜多町一 六一七 第一武 井ビル一階	福祉用具貸与 介護予防特定福祉 用具販売
ツクイ吉川美南	名称		ツクイ三郷彦成	ツクイ吉川美南	訪問介護 介護予防訪問介護 通所介護 介護予防通所介護 居宅介護支援
ツクイ吉川美南	所在地		三郷市彦成三一 一一―一八一 〇一	吉川市美南四一 五一二	訪問介護 介護予防訪問介護 通所介護 介護予防通所介護 居宅介護支援
居宅介護支援	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問介護	訪問介護	居宅介護支援

ケアプランあす なる	リハプライド本 庄	有限会社久喜在 宅支援センター 花えぶろん	介護予防訪問介護
名称	名称	所在地	
ケアサポートあ すなる	レッツ倶楽部本 庄	久喜市青葉四一 一四一	訪問介護
ケアプランあす なる	リハプライド本 庄	久喜市青葉一 二一四 久喜青 葉団地三〇四号 室	介護予防通所介護
居宅介護支援	通所介護		

## 告 示

### 埼玉県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		ヘルパーステーション ヒューマンサポート春日部	
所在地		春日部市備後西五 ーー四四	
サービス種類	訪問介護	介護予防訪問介護	
休止年月日	平成二十二年十一月一日		

## 告 示

### 埼玉県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	川口ハートクリニック内科	所在地	川口市芝宮根町四一〇	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	有限会社 平塚葉局菅谷店	所在地	比企郡嵐山町菅谷四六三―三	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	居宅介護支援事業所 わくわく狭山狭山	所在地	狭山市富士見一―一―一五	サービスの種類	居宅介護支援	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	デイホーム わくわく狭山	所在地	狭山市富士見一―一―一五	サービスの種類	通所介護	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日
名称	訪問介護事業所 わくわく狭山	所在地	狭山市富士見一―一―一五	サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護	廃止年月日	平成二十七年三月三十一日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県総合リハビリテーションセンター情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部医事担当 埼玉県  
上尾市西貝塚148番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
101,676,384円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当  
埼玉県上尾市西貝塚148番1
- 3 落札者を決定した日  
平成27年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地3
- 5 落札金額  
38,047,168円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年2月13日

# 告示

## 埼玉県告示第六百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 加藤孝夫	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

U N I C U S 川 越

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番地一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県川越市新宿町一丁目十七番一外

（変更後）埼玉県川越市新宿町一丁目十七番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号 外未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号 外計十者

#### ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十日外

#### ニ 届出年月日

平成二十七年五月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年五月二十九日から平成二十七年九月二十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年五月二十九日から平成二十七年九月二十九日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三百三十六番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年一月十九日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百七十平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十七年五月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十七年五月二十九日から平成二十七年九月二十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十七年五月二十九日から平成二十七年九月二十九日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第六百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

519,987,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額  
45,306,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第  
1項第1号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

57,294,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第  
1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 石 川 勝 己 埼玉県春日部市下柳千三百七十九番地一

# 告 示

## 埼玉県告示第六百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十六日認可した。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

庄和北部土地改良区

二 事務所の所在地

春日部市



## 告 示

### 埼玉県告示第六百十二号

平成十二年埼玉県告示第五百七号（建築基準法の規定に基づく申請の手数料を算定するための床面積の算定方法について）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示中「同項第五号金額の欄イ及び同項第九号金額の欄イ」を「同項第六号金額の欄イ及び同項第十号金額の欄イ」に、「別表都市整備部の項第五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第六号金額の欄イ」に、「別表都市整備部の項第九号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第十号金額の欄イ」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十三号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等について）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示中「別表都市整備部の項第一号（ロを除く。）から第十二号まで」を「別表都市整備部の項第一号から第四号まで及び第六号から第十三号まで」に改める。

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

#### 一 許可番号

平成二十六年十一月十三日

指令川建セ第二六〇〇七九〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年五月二十二日

川建セ第二七〇〇一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字大平七百三十五番一の一部

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字富田千三百十八番一 ハイッ桜木二〇一号

小林 秀典 小林 優美

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂七百三十五番地

小林 孝子

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年一月二十六日

指令川建セ第二六〇〇九七〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年五月二十二日

川建セ第二七〇〇一三号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字前唐沢四十四番二、四十四番四、四十五番五、四十五番八、四十五番三十一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野二千七百六十三番地

吉田 いち

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年四月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>入間市扇台五丁目八百七十七番十六地先から 八百七十七番十三地先まで</p> <p>入間市扇台五丁目八百七十八番三地先から 八百七十八番三地先まで</p> <p>入間市扇台六丁目八百二十六番二十二地先から 八百二十六番二地先まで</p> <p>入間市扇台二丁目七百三十五番三地先から 七百三十六番三十二地先まで</p> <p>入間市扇台二丁目七百三十六番十六地先から 七百三十六番七地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十一・一</p> <p>二十・六</p> <p>十一・六</p> <p>五十六・七</p> <p>九・五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

- 1 業務委託の名称  
27 大委第 7-1-1 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託
- 2 入札の公告を行った日  
平成 27 年 2 月 13 日
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 27 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋陸送株式会社 代表取締役 上野 章太  
埼玉県加須市西ノ谷 802 番地 1
- 5 契約金額  
1 トン当たり 2,160 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 番地



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

- 1 業務委託の名称  
27 行委第 402 号 行田浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日  
平成 27 年 2 月 13 日
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 27 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋陸送株式会社 代表取締役 上野 章太  
埼玉県加須市西ノ谷 802 番地 1
- 5 契約金額  
1 トン当たり 1,512 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県行田市小針 1632

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

- 1 業務委託の名称  
27 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日  
平成 27 年 2 月 13 日
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 27 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社京葉興業埼玉支店 支店長 能化 満  
埼玉県越谷市蒲生二丁目 1 番 16 号
- 5 契約金額  
1 トン当たり 3,510 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

# 正 誤

埼玉県規則第三十三号（平成二十七年三月三十一日第二千六百八十三号）中訂正

ページ 行

二 前から十

誤

を受けた額」

正

を受けた額

円」